保護者の方の転校の手続きについて

1 転居が決まったら

転居が決まったことを伊島小学校の担任まで連絡してください。転校に必要な書類を作成し、準備を進めます。

転校先小学校にも転校の旨を伝えてください。相手校でお子さんの受け入れ準備が始められます。

担任から「在学証明書」・「教科書証明書」・「氏名印」の入った封筒をお受け取りください。受取日については,担任とご相談ください。

給食費等の支払いの確認、個人の持ち物などの受け取りもしてください。

□ 3 市役所等にて転居手続き

○市内間の転居の場合

住所の転居手続きを,各区役所 市民保険年金課(または各支所・ 地域センター・市民サービスセンター)で済ませ,手続きされた窓 口で「転入学通知書」を受け取り, 学校から受け取った封筒(2「学校にて転校手続き」参照)と一緒に 転校先の小学校へご持参ください。

○市外へ転居する場合

住所の転居手続きを、各区役所市民保険年金課(または各支所・地域センター・市民サービスセンター)で済ませます。

- 4 転居先の市町村区役所で 転校手続き

転居届をされると,転校の手続きも始まります。 学校指定を受け,「転学指定書」を受け取ります。

- 5 転校先小学校での手続き

伊島小学校で受け取った封筒と「転学指定書」を転校先小学校にお渡しください。 以後は、転校先小学校の指示に沿ってください。

新しい学校でお子さまがご活躍されることを願います。